

令和2年度診療報酬改定(訪問看護関連)について

I.訪問看護基本療養費(Ⅰ)又は(Ⅱ)の改定

- 1.理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護について、週4日目以降の評価を見直す。
- 2.専門の研修を受けた看護師の同行訪問(ハ)の要件に皮膚障害を伴わない合併症を対象に含める。

(改定後) 訪問看護基本療養費(Ⅰ)			
イ 保健師、助産師、看護師	(1)週3日目まで	5,550円	(2)週4日目以降 6,550円
ロ 准看護師	(1)週3日目まで	5,050円	(2)週4日目以降 6,050円
ハ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師	人工肛門等の皮膚障害を伴わない合併症を含む 12,850円/月		
ニ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	5,550円		

(改定後) 訪問看護基本療養費(Ⅱ)			
イ 保健師、助産師、看護師	(1)同一日2人週3日目まで	5,550円	(1)同一日2人週4日目以降 6,550円
	(2)同一日3人以上週3日目まで	2,780円	(2)同一日3人以上週4日目以降 3,280円
ロ 准看護師	(1)同一日2人週3日目まで	5,050円	(1)同一日2人週4日目以降 6,050円
	(2)同一日3人以上週3日目まで	2,530円	(2)同一日3人以上週4日目以降 3,030円
ハ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師	人工肛門等の皮膚障害を伴わない合併症を含む 12,850円/月		
ニ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	(1)同一日2人	5,550円	
	(2)同一日3人以上	2,780円	

II.精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)又は(Ⅲ)の改定

1. 精神科訪問看護指示書(精神科特別訪問看護指示書についても同様)に、複数名訪問看護の必要性(あり・なし)と、その理由を記載する。
 - 1.暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
 - 2.利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者
 - 3.利用者及びその家族それぞれへの支援が必要な者
 - 4.その他(自由記載)
2. 精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)及び(Ⅲ)を算定する場合には、訪問看護記録書、訪問看護報告書及び訪問看護療養費明細書に、当該月の最初の訪問看護時におけるGAF尺度により判定した値を記載する。

III.(精神科)訪問看護基本療養費の加算の改定

1. 難病等複数回訪問加算(訪問看護基本療養費(Ⅰ)又は(Ⅱ)の加算)及び精神科複数回訪問加算(精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)又は(Ⅲ)の加算(1日当たりの回数区分が同じ場合に限る))について、効率的な訪問が可能な同一建物居住者に対し同一日に複数回の訪問看護を行う場合の加算を見直す。

イ. 1日に2回訪問の場合		ロ. 1日に3回以上訪問の場合	
(1)同一建物に1人	4,500円	(1)同一建物に1人	8,000円
(2)同一建物に2人	4,500円	(2)同一建物に2人	8,000円
(3)同一建物に3人以上	4,000円	(3)同一建物に3人以上	7,200円

2. 複数名訪問看護加算(訪問看護基本療養費(Ⅰ)又は(Ⅱ)の加算)
 - 1人以上の看護職員との同行を評価し、効率的な訪問が可能な同一建物居住者に対し、同一日に複数名による訪問看護を行う場合の評価体系を見直す。

イ. 看護師と看護師等	: 同一建物内に1人又は2人	4,500円	同一建物内に3人以上	4,000円 (週1日)
ロ. 看護師と准看護師	: 同一建物内に1人又は2人	3,800円	同一建物内に3人以上	3,400円 (週1日)
ハ. 看護師と看護補助者	: 同一建物内に1人又は2人	3,000円	同一建物内に3人以上	2,700円 (週3日、厚生労働大臣が定める場合は週4日以上可)
ニ. 看護師と看護補助者の複数回				
1日1回	: 同一建物内に1人又は2人	3,000円	同一建物内に3人以上	2,700円
1日2回	: 同一建物内に1人又は2人	6,000円	同一建物内に3人以上	5,400円
1日3回以上	: 同一建物内に1人又は2人	10,000円	同一建物内に3人以上	9,000円

3. 複数名精神科訪問看護加算(精神科訪問看護(Ⅰ)又は(Ⅲ)の加算)(30分未満を除く)

イ. 保健師・看護師と他の保健師・看護師・作業療法士(3日/週 又は回数制限なし)					
1日1回	:	同一建物内に1人又は2人	4,500円	同一建物内に3人以上	4,000円
1日2回	:	同一建物内に1人又は2人	9,000円	同一建物内に3人以上	8,100円
1日3回以上	:	同一建物内に1人又は2人	14,500円	同一建物内に3人以上	13,000円
ロ. 保健師・看護師と准看護師(3日/週 又は回数制限なし)					
1日1回	:	同一建物内に1人又は2人	3,800円	同一建物内に3人以上	3,400円
1日2回	:	同一建物内に1人又は2人	7,600円	同一建物内に3人以上	6,800円
1日3回以上	:	同一建物内に1人又は2人	12,400円	同一建物内に3人以上	11,200円
ハ. 保健師・看護師と看護補助者又は精神保健福祉士(週1日)					
	:	同一建物内に1人又は2人	3,000円	同一建物内に3人以上	2,700円

IV. 訪問看護管理療養費の改定

1. 機能強化型訪問看護ステーションの要件の見直し

1) 機能強化型訪問看護管理療養費1及び2の人員配置基準について、一部の看護職員については常勤換算による算入を可能とする。

○機能強化型訪問看護管理療養費1

7人以上のうち、6人については常勤職員のみ数とし、1人については非常勤看護職員の実労働時間を常勤換算として算入する事ができる。

○機能強化型訪問看護管理療養費2

5人以上のうち、4人については常勤職員のみ数とし、1人については非常勤看護職員の実労働時間を常勤換算として算入する事ができる。

2) 機能強化型訪問看護療養費1、2及び3の人員配置基準について、看護職員の割合を要件とする。看護師等の6割以上が看護職員であること

※令和2年3月31日において現に機能強化型訪問看護管理療養費1、2または3を届け出ているものについては、令和3年3月31日までの間に限り、当該基準を満たすものとする。

3) 機能強化型訪問看護管理療養費の実績要件のうちターミナルケア件数については実績を求める期間を変更する。機能強化型訪問看護管理療養費1又は機能強化型訪問看護管理療養費2において、ターミナルケア件数を合計した数の期間を「前年度に」と変更する。

2. 訪問看護管理療養費の要件の見直し

訪問看護計画書には訪問看護を提供する予定の職種について、訪問看護報告書には訪問看護を提供した職種について記載すること。

V. 訪問看護管理療養費の加算の改定

24時間対応体制加算について、「特別地域」(複数の訪問看護ステーションが連携して算定できる地域)の他に、医療資源の少ない地域に所在する訪問看護ステーションが届け出ることにより加算の算定ができる。

VI. 訪問看護情報提供療養費の要件の見直し

1. 訪問看護情報提供療養費1において、算定対象に15歳未満の小児を追加する。

2. 訪問看護情報提供療養費2において、提供先に、保育所、学校教育法で規定する幼稚園を追加する。

利用者の同意を得て、保育所等からの求めに応じ、各年度1回限り算定する。入園又は入学、転園または転学等により当該保育所等に初めて在籍する月についてはこの限りではない。

VII. 情報通信機器を用いたカンファレンス等の要件の見直し

情報通信機器を用いたカンファレンス等について、やむを得ない事情により対面で参加できない場合でなくとも実施可能となるよう、要件を見直す。また、医療資源の少ない地域でなくとも実施可能となるよう、要件を見直す。

【該当する報酬】在宅患者緊急時等カンファレンス加算、退院時共同指導加算

※その他保険医療機関が算定する報酬への参加:(精神科)退院時共同指導料、在宅患者訪問褥瘡管理指導料、精神科在宅患者支援管理料2(初回のカンファレンス是对面、カンファレンスの2回目以降はビデオ通話可)